

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、永続的な発展による企業価値の向上こそが経営上の最重要課題であると位置付けております。そのためには経営の健全性を確保し、会社に法令遵守を徹底し、企業の社会的責任を果たすことが必要であると考えております。また、今日のように社会環境が激しく変化し続けるなかで、これに迅速に対応する効率的な経営体制を構築し、さらに向上させるべく努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	1,076,500	21.24
中野 誠子	364,911	7.20
中野冷機取引先持株会	262,800	5.19
株式会社みずほ銀行	239,000	4.72
中野 由貴子	238,400	4.70
須藤 勝美	191,236	3.77
ヤマザキ・シー・エー株式会社	124,000	2.45
中野冷機従業員持株会	120,048	2.37
谷口 喜世子	116,752	2.30
株式会社三菱UFJ銀行	90,145	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大河 通夫	他の会社の出身者													
豆成 勝博	他の会社の出身者													
高木 伸行	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大河 通夫			大河通夫氏は、平成18年3月に当社常勤監査役に就任し、監査業務を通して当社の業務内容に精通していること、また他社の代表取締役としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけると判断したためであります。また、独立性が損なわれるような属性等が存在していないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

豆成 勝博		豆成勝博氏は、トーヨーサッシ株式会社において執行役員統轄工場長を務め、製造業の経験と実績を有しています。また、株式会社LIXILビバでは、代表取締役社長、代表取締役会長兼CEOなどを歴任し、経営者としての経験と実績を有しています。これまでの経験と実績に基づく外部からの視点が、当社の経営体制の充実と取締役会における多様性の確保に有用であり、当社におけるコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断したためであります。また、独立性が損なわれるような属性等が存在していないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。
高木 伸行		高木伸行氏は、野村證券株式会社に入社後、米国でMBAを取得し、野村證券株式会社では一貫して企業審査・調査部門を経験してまいりました。これまでの経験と実績に基づく外部からの視点が、当社の経営体制の充実と取締役会における多様性の確保に有用であり、当社におけるコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断したためであります。また、独立性が損なわれるような属性等が存在していないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会								

補足説明 **更新**

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るべく、新たな取り組みとして、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。

当委員会の設置の目的は、取締役人事・処遇に係る運営の公正性確保の見地から、社外役員の関与、助言の機会を適切に確保し、取締役候補者の指名及び取締役の報酬の決定手続の公正性を高め、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することにあります。

委員は取締役会で選定された3名以上の取締役及び監査役とし、そのうち過半数は社外役員とし、委員長は独立社外取締役である委員が務めることといたします。

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 <b>更新</b>	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と内部監査部門は定期的に打合せを行っています。
2. 第2四半期及び期末の実地棚卸に際しては監査役及び内部監査部門が会計監査人と連携して立会いを行なっております。
3. 監査役及び内部監査部門は会計監査人から各四半期及び期末の決算監査終了の時点で、その方法と結果について説明と報告を受けております。
4. 監査役及び内部監査部門は株主総会終了後、会計監査人からの「監査所見」に基づき、監査方針、監査計画等について意見交換を行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 攝子	弁護士													
森 秀文	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 攝子			社外監査役の山田攝子氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。
森 秀文			社外監査役の森秀文氏は、税理士としての専門的知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
---	----

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	業績連動型報酬制度の導入
--	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

全取締役の総額を開示しています。

取締役 基本報酬 145,320千円 退職慰労金 165,335千円

監査役 基本報酬 19,100千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役報酬の方針について、任意の指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により定めております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役につきましては、主に管理部門、内部監査室が必要に応じてサポートする体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

#### 1. 取締役会の状況

取締役は12名で構成され(内3名は社外取締役)経営に関する最高意思決定機関として適宜取締役会を開催しております。

#### 2. 監査役会の状況

監査役は3名で構成され(内2名は社外監査役)取締役会に出席し、関係書類の閲覧等により取締役の業務執行を監督しています。当社と社外監査役の間に利害関係はありません。

#### 3. 会計監査の状況

会計監査人(太陽有限責任監査法人)から会計監査を受け、監査役会及び取締役会は監査報告を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 田尻 慶太、藤本 浩巳

継続監査年数

2名共、監査継続年数は5年以内です。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における現行のコーポレートガバナンスの体制を選択している理由は、十分な監督機能を保持しつつ、経営の公平性及び透明性を確保でき、迅速且つ適正な意思決定に基づく効率的な経営の執行が実現できる体制を確立するためであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案に対し十分な検討期間を確保できるよう、招集通知は株主総会の3週間前に発送しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2019年2月15日に決算説明及び中長期経営計画説明会を実施しました。 参加人数 50名程度	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に決算短信、決算説明会資料、お知らせ等を掲載しております。 <a href="https://nakano-reiki.com/">https://nakano-reiki.com/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役経理部長 渡辺基二をIR担当者としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業価値の持続的な向上のため、社会にも環境にも優しい企業づくりを目指し、「品質方針」「結城工場環境方針」等を策定、実践しております。今後は、更なる社会や環境への貢献を目指し、これらの方針の充実化・具体化、そして徹底的な実践を目指していきたいと考えております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、取締役及び使用人の職務の執行が適法に行われるための社内諸規定（職務権限規定、職務分掌規定、稟議規定、内部通報規定、特定及び個人情報管理規定、経理規定、販売管理規定、デリバティブ取引管理規定、購買管理規定、外注管理規定、固定資産管理規定、安全衛生管理規定、防火管理規定、ISO9001:2015業務品質マニュアル等）に行動基準が定められており、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）は、これらを遵守することによりコンプライアンス体制を確保します。  
内部監査室、管理部門は、当社グループの使用人の職務の執行に関して、連携して社内諸規定の適法性や遵守されているかを適時調査し、問題点があれば取締役会に報告します。取締役会は、社内諸規定の運営体制を常に監視し、問題点の把握や制度の見直し改定を行います。監査役は、当社グループの取締役の職務の執行を適時調査し、問題があれば取締役会に報告します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録、稟議書、人事情報は管理部門で保存・管理する他、その他職務分掌規定に定める各取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書管理規定に従い保存・管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、製品の品質や顧客に係るリスク対応としてISO9001:2015による品質管理を行っています。また、社内各業務プロセスから生じるリスク対応は、社内諸規定に定められており、当社グループは、これらを遵守徹底することによりリスク管理体制を確保します。  
また、複数の法律事務所、特許事務所と顧問契約を結び、リスク発生可能性案件については、事前相談により、法律上のリスクを回避する体制をとります。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役会で経営に関する重要事項について審議・決定する他、取締役会付議基準、組織規定、職務分掌規定、職務権限規定に詳細に執行すべき職務内容が定められており、当社グループは、これを遵守することにより取締役の効率的な職務執行体制を確保します。  
また、複数の部門にまたがる継続的かつ専門性の高い重要な経営テーマに関しては、経営企画室が、委員会を定期的に開催し、関係取締役及び所管管理者を集め合議をもって問題の解決にあたることで取締役の職務執行の効率化を確保します。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社の取締役を子会社の取締役又は監査役として派遣します。取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行を監査します。その結果は、適時取締役会に報告されます。  
また、当社管理部門は、子会社取締役から経営状況を適時聴取する他、月次決算書類から会計処理、資金運用等が適正に行われているかを検証し、当社監査役に報告します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社には、現在、監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置します。  
当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行するものとします。  
また、当該使用人の任命・評価・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の承認を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。
7. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役は、取締役会の他、経営上重要な事項を合議・決定していく各種委員会に出席し、報告を受ける体制とします。  
当社グループの取締役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告します。なお、監査役への報告者及び内部通報者に対しては、内部通報規定に不利益な扱いはしないことを定めております。
8. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の処理に係る方針  
当社は、当社の監査役がその職務執行について、費用の前払又は償還等を請求したときは、職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
当社の監査役は、当社の代表取締役と適時意見交換を行い、業務執行状況の確認や相互理解を図り、監査精度の向上に努めております。また、各取締役に対しては、個別に業務執行状況を確認しております。会計監査人からは、会計監査の方針及び内容について説明を受ける他、意見及び情報の交換を行うなど連携を図っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は「企業行動憲章」において、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針として定め、社内への周知を図っております。
2. 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にそった体制の整備をおこなっており、平素から警察当局や顧問弁護士等外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、断固として不当な要求を排除することとしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社では買収防衛策は導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

##### 1. 会社情報開示基本方針

重要事項につきましては、金融商品取引法等の関係法令および証券取引所規則により、迅速かつ信頼のおける会社情報として投資家、株主、証券アナリストなどの市場参加者に開示し、すべての市場参加者が平等に当社の開示情報を入手できるよう努めております。

##### 2. 適時開示に係る社内体制の状況

開示責任者は取締役経理部長、開示担当部署は経理部であります。

##### ア) 決定事実に関する情報

重要事項の決定については、定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより決定しております。また、これらの会議には監査役が出席しております。また、決定された重要な事実については、開示責任者が公表の要否を代表取締役社長と協議し、公表を要するものについては、適時開示規則に従い、迅速かつ正確に開示するよう努めております。また、必要に応じて監査役会、内部監査室、会計監査人および弁護士によるアドバイスを受け、適切な会社情報の開示に努めております。

##### イ) 発生事実に関する情報

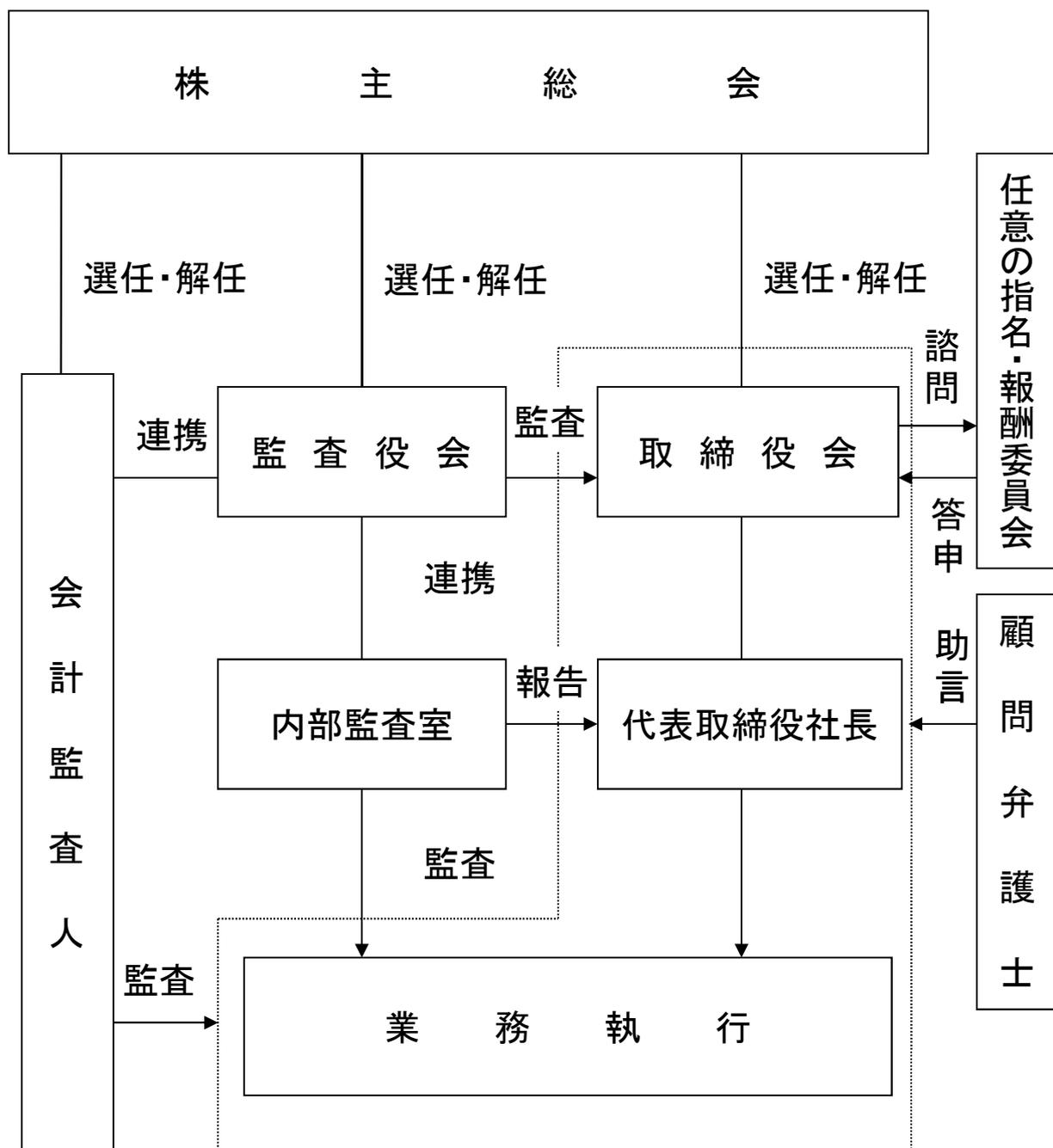
当社および子会社において重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに代表取締役社長および開示責任者に情報が報告されます。その後IR責任者は公表の要否を代表取締役社長と協議し、公表を要するものについては、適時開示規則に従い、迅速かつ正確に開示するよう努めております。また、必要に応じて監査役会、内部監査室、会計監査人および弁護士によるアドバイスを受け、適切な会社情報の開示に努めております。

##### ウ) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、最終的に決算に関する取締役会において承認し、決算情報を迅速かつ正確に開示しております。なお、当該決算取締役会には監査役が出席しております。また、四半期決算は5月、8月および11月に開示しております。

なお、当社では、金融商品取引法に基づき当社役員によるインサイダー取引を未然に防止するよう努めると同時に、当社の内部情報を適切に管理するよう努めております。

# 【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の概要の模式図】

